

消費税増税がもたらす情報システムへの影響について  
(前篇)

株式会社クロスフィールド  
磯貝 光一

## ◎はじめに

昨年 8 月に可決された消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法により、消費税率は 2014 年 4 月に 8%に、さらに 2015 年 10 月に 10%に改定される方針となりました。国税庁はこの方針を受け、今年 3 月に経過措置に関する Q&A 文書を公開し、各種取引の施行日前後の税率適用方法を明らかにしています。さらに、6 月には消費税増税時の特別措置法が成立し、価格表示方法として、「税抜表示（外税表示）」も認められるようになりました。2014 年 4 月を見据えて徐々にその中身が具体化されてきましたが、企業はこの消費税増税に対してどのような対応を図るべきでしょうか。本稿では、情報システム構築の観点から整理してみたいと思います。

## ◎消費税制度の変更点

最初に今回の消費税増税の中身について改めて整理してみましょう。

### 1. 税率

今回の消費税増税は、次のように 2 段階に分かれて行われます。

適用開始日 区分	現行	2014年4月1日	2015年10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合計	5.0%	8.0%	10.0%

期中における消費税処理は、消費税率と地方消費税率を分けて処理する必要はありませんが、消費税の申告書作成にあたっては上記区分が必要です。内訳の比率が異なっている点に注意してください。

### 2. 新税率適用の取引

改正後の消費税率 8%は、経過措置の対象となる取引を除き、施行日以後に国内において事業者が行う取引（課税売上、課税仕入等）について適用され、施行日前に国内において事業者が行った取引については、改正前の消費税率 5%が適用されることとなります。

従って、2013 年 3 月までに国内で商品を仕入れ、4 月以降に国内で販売した場合、仕入は 5%課税、売上は 8%課税となります。また、売上の請求書においても、例えば締め日が 20 日締めの場合には、4 月 20 日に発行される請求書は、3 月中の売上に課せられる 5%消費税と 4 月以降の売上に課せられる 8%の消費税が混在して計上されることとなります。

このように、施行日を基準としてその前後により適用する消費税率を判断することになりますが、返品取引については、返品の対象となった取引に課せられた消費税率と同じ税率を適用し、課税処理を行うこととなります。4 月の返品であっても、3 月中に納品された商品の返品であれば 5%の消費税率が、4 月中に納品された商品を当月に返品したのであれば 8%の消費税率がそれぞれ適用されることとなります。

### 3. 経過措置

上記 2 の原則的な取り扱い以外に、国税庁の Q&A の中で次のような経過措置が認められています。

- 旅客運賃等の税率等に関する経過措置
- 電気料金等の税率等に関する経過措置

- 工事の請負等の税率に関する経過措置
- 資産の貸付けの税率等に関する経過措置
- 指定役務の提供の税率等に関する経過措置
- 予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置
- 通信販売等の税率等に関する経過措置

これらの経過措置は、いずれも施行日以後の取引について旧税率を適用するもので、今日における様々な取引慣行を勘案し、一定の条件のもと限定的に認められています。これらは、旧税率の適用が比較的短期間に限定される取引と長期に亘って適用される取引に分類することができますが、後者については経理処理をするうえ特に十分な注意が必要です。

例えば、オペレーティングリース契約及び一部のファイナンスリース契約（平成 2008 年 3 月 31 日以前に契約したリース契約）については、2013 年 9 月 30 日までに契約し、2014 年 4 月 1 日の施行日前からリース資産を借り受けている場合には、施行日以後も引き続き旧税率の 5%が適用されることとなります。

リース契約は、通常長期に亘りその支払が発生しますので、消費税増税後もしばらくの間、旧税率による消費税処理が行わなければなりません。

#### 4. 外税表示

消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者は「総額表示」が義務付けられていますが、2013 年 6 月の消費税増税時の措置法において、2013 年 10 月から 2017 年 3 月までの期間、「外税表示（税抜表示）」が認められることになりました。これにより、次のような表示方法が可能となりました。

- ○○○円（税抜）
- ○○○円（税抜価格）
- ○○○円（本体価格）
- ○○○円+消費税

食品スーパーの業界団体は、既に「外税表示」の方針を打ち出しました。消費者向けに商品を販売し、サービスを提供している他の企業も、対応方針を定める必要が生じています。しかしながら、依然として「総額表示」の原則は撤廃されていませんので、現時点ではあくまでも「外税表示」が時限立法である点に留意して今後の対応方針を決定していく必要があるでしょう。

以上、今回の消費税増税に関する制度の内容について整理しました。

#### ◎消費税増税対応に向けたシステム要件

次に、情報システムの観点から、今回の消費税増税への対応方法を整理してみましよう。

システム対応としてまず考えなければならないことは、消費税申告書を作成するために必要な情報を入手する仕組みを構築することです。

消費税申告書を作成するために必要な基礎データは、売上・仕入取引のほか、経費取引、資産の譲渡取引等のすべての課税取引における課税対象金額と消費税額です。これらの金額は通常会計システムの中で処理されているため、今回の増税対応の要件を会計システムへ反映させなければなりません。

具体的には、勘定科目別／課税区分別／適用税率別に、課税対象金額及び消費税額をデータとして保持する仕組みを実装することです。

これをデータの入力業務の視点から考えると、次のような機能が必要となってきます。

- 複数の税率を適用開始日と終了日を以って登録できる機能
  - 課税取引の場合、取引日を基準に適用すべき税率を仕訳伝票に保持する機能
  - 伝票で保持した税率に基づき、税込金額を課税対象金額と消費税額に分ける機能
  - 外税表示の請求書等に基づき、課税対象金額と消費税額を直接入力できる機能
  - 特定の勘定科目については、税率区分を固定化できる機能
- ※なお、経過措置への対応方法は、その内容によりいくつかの方法が考えられますが、そのほとんどが勘定科目を分けることにより対応可能であると考えています。

このように複数税率に対応した会計システムを構築することが必要な条件ですが、実際の仕訳起票は外部システムから連携されるパターンが多く、周辺システム、特に販売管理システムや購買管理システムも同様の考え方にに基づき、仕訳インターフェースデータを作成できるように改修しておくことが不可欠な要素となります。

販売管理システムの場合、具体的には次のような仕組みが必要です。

- 複数の税率を適用開始日と終了日を以って登録することができ、
- 売上日付を基準に適用すべき消費税率を判定したうえで、課税対象金額及び消費税額を算定し、
- 売上返品取引については、返品の対象となった取引に適用された消費税率をもとに課税対象金額及び消費税額を算定し、
- 経過措置の対象となる取引については、商品マスタ上、別商品又は別サービスとして登録し、上記の取引日付判定ロジックに依らない固定的な消費税額計算を実施し、
- これらの金額を一定のサイクルで勘定科目別、課税区分別、税率区分別に集計し、
- 会計システムへ連携する仕訳データの形に変換し、インターフェースを行う。

同様に、購買管理システムにおいても、次のような仕組みが必要です。

- 複数の税率を適用開始日と終了日を以って登録することができ、
- 仕入又は購買取引日を基準に適用する消費税率を判定したうえで、課税対象金額及び消費税額を算定し、
- 経過措置の対象となる取引については、上記取引日付判定ロジックに依らない固定的な消費税額計算を実施し、
- これらの金額を一定のサイクルで勘定科目別、課税区分別、税率区分別に集計し、
- 会計システムへ連携する仕訳データの形に変換し、インターフェースを行う。

以上、消費税の計算を正しく行うために必要なシステム要件について整理しました。

その他、請求書、値札、レシート等、取引先や消費者に対して提供している各種情報についても、今回の消費税増税に伴い対応を図らなければなりません。

請求書上、返品取引については返品に適用する消費税率を印字する必要がありますし、値札及びレシートの表示について外税表示を採用するのであれば、従来と異なる仕組みでもって消費税を計算し、印字しなければなりません。EC コマースを行っている企業は、EC サイト上も消費税の表示方法について見直しを行わなければなりません。

また、EDI 取引を行っている企業においては、他社から送られてくる EDI データの妥当性を検証する仕組みについて実装することも必要となってくるでしょう。

## ◎情報システム部門の対応

2014 年 4 月の施行日まで約 8 か月となりましたが、まだ十分な検討を行っていない場合には、次のようなアクションを早急に取り組む必要があると考えています。

### 1. 価格表示方針の確認

「外税表示」方式を採用するか否かについて、社内の方針確認が必要です。

2. 取引内容の確認

経過措置に該当する取引が存在するか否かを確認する必要があります。特に、経過措置の対象となる取引を事業として行っている場合には、詳細な内容確認が必要です。

3. パッケージベンダーへの確認

会計システムについては、多くの場合パッケージが使用されているでしょう。ご利用のパッケージベンダーに複数税率への対応の可否及びその修正内容、リリース時期等について確認しておくことが必要です。

SAP のような ERP システム（基幹統合業務システム）を導入している企業であれば、複数税率に対応しているため、ユーザー側で 8%、10%の消費税率を新たに追加設定することにより、会計システムは勿論のこと、販売管理及び購買管理についても、大きな作業を伴わず、システム対応が完了すると考えられますが、中堅規模向けの会計パッケージをご利用の場合は、対応内容を詳細に確認しておくことが肝要です。

4. 社内システムの調査

販売管理、購買管理システムが、自社開発である場合、消費税の計算ロジックを詳細に検討し、複数税率への対応が可能か否かの分析を早急に行う必要があるでしょう。

◎最後に

前篇では、2014 年 4 月 1 日に適用される消費税増税への対応を中心にその制度の内容と情報システムのあり方について整理しました。検討が先送りされた軽減税率については、2015 年 10 月の 10%時点に適用を目指す方針が決定しています。軽減税率が適用される場合には、2014 年 4 月時点とは比較にならないほど、情報システムの事前準備が必要だと言われています。

後篇では、この軽減税率について、想定される内容とその対応策について、その時点で明らかになっている情報をもとに検討していきたいと考えています。また、軽減税率導入における前提とも言えるインボイス方式についても取り上げていく予定です。